

- 1 件 名 平成26年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
2 日 時 平成26年6月25日(火) 14時15分～15時00分
3 場 所 市役所 第2庁舎 302会議室
4 出席委員 中村委員、田中委員、鶴委員、野田委員、三輪委員
5 欠席委員 荻委員、平川委員
6 事務局 青谷課長、政策法務係(渋田、尾畠、澤木)
7 傍聴者 なし
8 内 容

付議事項

- ① あいさつ
- ② 平成25年度古賀市情報公開制度運用状況報告
- ③ 平成25年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告
- ④ その他

9 会議概要

- 事務局 今から第1回情報公開・個人情報保護運営審議会を開催する。
(課長あいさつ・事務局自己紹介)
- 会 長 平成25年度古賀市情報公開制度運用状況の報告を事務局に
願います。
- 事務局 (情報公開制度運用状況の報告)
- 会 長 何かご意見、ご質問等ないか。
- 会 長 不存在での不開示が多いが、保存年限の都合なのか。資料とし
て存在しないのか。
- 事務局 44番は保存年限満了、それ以外は不存在である。請求内容に
あるような、統計的にまとめたものは業務上必要なく、作成し
ていないということである。
- 会 長 もしも「そういうことがわかる資料」という形での請求であれ
ば、個人情報には配慮が必要であるものの、個票や一覧等の提供
が可能なものがあったのでは。窓口で請求の仕方を教示するなど、
できる範囲の情報は開示していく必要があるのでは。
- 委 員 今回ひとりの人が複数件の開示請求を行っているようだが、
個々の情報では個人情報が特定できなくても、給与情報と居住状
況情報など複数のものをクロスさせることで、個人情報が見えて
くる場合もある。そういったところにも注意が必要。
- 委 員 1番は行政区長の報酬の開示だが、これは人数や面積で異なるも
のなのか。開示により特定の区長の報酬を特定できるのか。
- 事務局 区長報酬は基本部分と人数による変動部分があり、条例に計算基
礎が掲載されているので、誰にでも計算できるものとなっている。
- 委 員 (資料内の記載について2件確認あり。事務局よりタイプミスに

による誤記である旨説明、お詫び)
 会 長 他に何かご意見、ご質問等ないか。
 委 員 (なし)
 会 長 それでは、平成25年度古賀市個人情報保護制度運用状況の報告を事務局にお願いする。
 事務局 (個人情報保護制度運用状況の報告)
 古賀市では、第三者が住民票等を取得した際に本人に通知する制度があり、その通知に基く請求が多い。
 会 長 何かご意見、ご質問等ないか。
 委 員 7番について、法人からの請求と思われるが、法人の担当者氏名は開示し、担当者の生年月日のみ不開示としている。これは個人情報保護条例第14条第2項第2号に該当するため、担当者氏名も不開示とするべきだったのでは。
 委 員 担当者氏名を交付申請者名であると判断したのか。
 事務局 この件は、申請人欄に銀行名を記載し銀行の法人印を押印したうえで、担当者氏名及び生年月日を記載したものであった。
 担当者名の開示の適否については、事務局で再検討したい。
 会 長 1番と5番で採用試験の結果の開示があり、不開示情報として「採点、評価の方法」があげられているが、どのようなことか。
 古賀市は合格通知等でどこまでわかるのか。
 事務局 1次試験の結果通知は、合格者は合格した旨のみ、不合格者は順位まで通知に記載していたと記憶している。個人情報開示請求により点数までわかる。適性検査や面接試験の結果は不開示としている。
 会 長 適性検査や面接試験の結果を開示することで、具体的にどのような不都合があるのか。
 委 員 担当課の判断ということになるのだろう。
 事務局 適性検査の結果は、面接時の資料としても使われている。
 会 長 他に何かご意見、ご質問等ないか。
 委 員 (なし)
 会 長 質問がないようなので、4. その他へ進む。
 事務局 (事務連絡)
 会 長 それでは、これで、第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了する。